特　記　仕　様　書

第　１　章　総則

第１条　適用範囲

この仕様書は、河原屋頭首工ゲート等保守点検に適用する。

第２条　準拠基準等

本業務の実施に当っては、「施設機械設備点検・整備業務共通仕様書（令和８年３月）」による。ただし、本仕様書と相違がある場合には、本仕様書を優先する。また、仕様書に明示されていない事項でも当然必要と思われるものについては、発注者と請負者による協議の上、点検を行うものとする。

第２章　内容

第１条　業務内容

１　業務名称　：　河原屋頭首工ゲート等保守点検

２　業務場所　：　岡山県赤磐市河原屋から久米郡美咲町吉ヶ原地内

３　業務対象施設：河原屋頭首工ゲート

４　業務概要　：　本業務は河原屋頭首工に設置したゲートの機能の維持及び今後の運用操作の確実化、保守を目的として実施するものであり、設備・躯体を外部からの目視による点検および分解を伴う内部の目視点検のほか、必要な点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等)を用いて点検し、簡易な給油脂を行った後、全開閉での確認運転を行うものとする。

５　業務内容　　：　別表－１　点検整備施設表に示すとおり。

第２条　業務範囲

１　本業務の対象施設は前条第３項に示す施設で、ゲート設備周辺の土木構造物を含めた施設全体の目視点検、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤の点検、準備、片付け及び、動作確認運転(総合操作の機能確認及び調整)とする。

２　潤滑油類の交換は、点検時に行う軸受給油等の少量の潤滑油類の補給を含むものとする。

３　点検整備は施設機械設備点検・整備業務共通仕様書（令和６年３月）第２章 施設機械設備点検・整備を参考に行うものとする。

４　ゲート設備の点検整備記録の記録様式は、別添「施設機械設備点検・整備業務共通仕様書（令和８年３月）第２－15 条 点検・整備記録簿」の各号の内容を記載するものとする。また農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備)」についても参照すること。

５　設備の種別については「別表－１」に記載。それぞれに点検項目・点検内容の実施写

真を報告書で提出するものとする。

第３条　点検実施時期及び確認運転

１　点検整備実施時期について、工期末までに主ゲート〔洪水吐ゲート（ローラーゲート 30.0×2.4-2 門、SR 堰 30.0×1.6-2 門）及び土砂吐ゲート（ローラーゲート 6.0×2.9)、制水ゲート（スルースゲート 1.5×1.0-1 門)〕のゲート開閉操作を伴う点検整備を、実施するものとする。

２　確認運転の実施時期については、発注者が関係機関と調整を図った後に実施するため、監督員が実施時期の指示を行う。

第４条　計測器具等

１　点検に要する計測機器及び分解調整用の工具類は、請負者の責任と費用負担で準備しなければならない。

ただし、備え付けの特殊工具等については、監督職員の承諾を得て使用できるものとする。

２　計測器具の使用に当たっては、検定履歴及び有効期間等を事前に確認できるよう、資料を整理及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

第５条　点検整備要領及び記録の提出

１　点検整備に先立ち業務要領及び計画書を提出するものとする。

２　請負者は点検整備記録及び点検結果並びに写真を点検整備報告書にまとめ、業務完了後１部提出とすること。

３　その他監督職員が必要と認めた書類。

第６条　保証

業務期間中に発生した故障で明らかに作業の不備と認められた場合、又は取り扱いの過ち等により機器を破損した場合、請負者はその責任においてすみやかに復旧するものとする。

第７条　疑義

本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第３章　その他

第１条　定めなき事項

本仕様書に明記されていない事項でも当然点検整備上必要なものについては、請負者の負担で充足するものとします。

第２条　安全・訓練等の実施

請負者は、労働安全衛生法に基づいた安全対策を実施するとともに、現場における安全訓練として行う目々の安全教育のほか、工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に毎月１回の頻度で実施するものとします。

第３条　安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真・ビデオまたは実施状況報告書等により報告するものとする。

第４条　安全対策

請負者は、装置の誤動作等が生じないよう作業を実施する前に充分な安全対策を構ずるようにしなければならない。

第５条　現場代理人等

請負者は、現場代理人、専任の主任技術者（建設業法第２６条第１項に規定する主任技術者をいう。第５項において同じ。）を定めて現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

第６条　業務従事者

業務従事者は、当該施設に関して充分なる知識と経験を有する技術者等を派遣すること。

第７条　その他

請負者は点検整備前に点検整備施設の内容を充分理解し、本業務を確実に進めなければならない。

第８条　成果品

点検整備報告書の提出部数　　１部　　提出とすること。

別表一１　点検整備施設表

設備名		項目	諸元
放流設備	土砂吐ゲート (1門)	型式 径間×高さ 開閉装置型式 電動機	シェル型鋼製ローラーゲート 6.0m×2.9m 1モータ･1ドラム 3φ,200V,60HZ,4P,1.6KW×1台
	洪水吐ゲート (2門)	型式 径間×高さ 開閉装置型式 電動機	鋼製ローラーゲート 30.0m×2.4m 2モータ･2ドラム 3φ,200V,60HZ,4P,3.7KW×2台
	洪水吐ゲート (2門)	型式 径間×高さ 開閉装置型式 電動機	直油圧式自動倒伏堰 30.0m×1.6m 3φ,200V,60HZ,22KW
取水設備	右岸取水ゲート (1門)	型式 径間×高さ 開閉装置型式	スルースゲート 1.5m×1.0m 手動ラック式開閉機

躯体		基礎形式	コンクリート直接基礎（総延長 149m）：魚道含む